既存口座への「未利用口座管理手数料」の適用について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、不正利用口座の発生防止のため、令和3年9月1日より導入している「未利用口座管理手数料」を、下記のとおり、令和3年8月31日以前に開設された口座にも適用させていただくことといたしました。

なお、本取扱いは、2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座を対象とするものであり、 日頃より入出金や口座振替等のお取引されているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後もより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

| 対象となる預金種類 | 普通預金(決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む)貯蓄預金口座 |
|------------|--|
| | 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数 |
| 対象となる口座 | 料をいただきます。 |
| | ① 令和2年4月1日以降、最後の預入または払出から2年以上預入または払出 |
| | (利息の組入れおよび本手数料の引落を除く)の利用がないこと |
| | ② 預金残高が1万円未満であること |
| | ③ 当金庫に、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産の取引が |
| | ないこと |
| | ④ 当金庫に、お借入れがないこと (カードローンを含みます) |
| 未利用口座管理手数料 | 年間1,320円(消費税込) |
| | 未利用口座の対象となった場合、事前にお届けの住所に文書にてご案内させてい |
| 未利用口座管理 | ただきます。「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に |
| 手数料のご案内 | 到達したものとみなします。 |
| | 「ご案内」郵送後、一定期間(約3カ月)ご利用がない場合には、未利用口座管理 |
| | 手数料を当該口座から引落しいたします。 |
| 未利用口座の解約 | 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、当該残高を本手 |
| | 数料の一部に充当したうえ、同口座を解約させていただきます。 |
| その他注意事項 | ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口 |
| | 座の再利用はできません。 |

※ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上

